昭和三十四年法律第百三十六号 自動車ターミナル法

目次

第一章 総則(第一条・第二条

第 二章 四条) 自動車ターミナル事業 (第三条―第十

専用バスターミナル(第十五条・第十

8

六条)

第五章 第四章 雑則 罰則(第二十三条—第二十六条) (第十七条—第二十二条)

章 総則

第一条 この法律は、自動車ターミナル事業の適 発達に寄与することを目的とする。 事業者及び自動車ターミナルを利用する公衆の正な運営を確保すること等により、自動車運送 (定義) 利便の増進を図り、もつて自動車運送の健全な

第二条 この法律で「自動車運送事業」とは、一 運送事業をいい、「自動車運送事業者」とは、 自動車運送事業を経営する者をいう。 般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車

い、「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、 より乗合旅客の運送を行うものに限る。)をい 送事業(路線を定めて定期に運行する自動車に 三号)第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運 とは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十 この法律で「一般乗合旅客自動車運送事業. 般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をい

3 十三号)第二条第二項の一般貨物自動車運送事 この法律で「一般貨物自動車運送事業」と (特別積合せ貨物運送をするものに限る。) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八

4 この法律で「自動車ターミナル」とは、旅客 場所として使用するもの以外のものをいう。 の路面その他一般交通の用に供する場所を停留 ことを目的として設置した施設であつて、道路 業の事業用自動車を同時に二両以上停留させる の乗降又は貨物の積卸しのため、自動車運送事 この法律で「一般自動車ターミナル」とは、 2

ナル以外の自動車ターミナルをいう。 供することを目的として設置した自動車ターミ 自動車運送事業者が当該自動車運送事業の用に

合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ター この法律で「バスターミナル」とは、一般乗

ミナルをいい、「トラックターミナル」とは、 ーミナルをいう。 一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車タ

般乗合旅客自動車運送事業者が当該一般乗合旅 て設置したバスターミナルをいう。 客自動車運送事業の用に供することを目的とし この法律で「専用バスターミナル」とは、一

一般自動車ターミナルを自動車運送事業の用に この法律で「自動車ターミナル事業」とは、 する事業をいう。

第二章 自動車ターミナル事業

(事業の許可)

第三条 自動車ターミナル事業を経営しようとす 車ターミナルを無償で供用するものについて 可を受けなければならない。ただし、 る者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、 次に定める事業の種類ごとに国土交通大臣の許 は、この限りでない。 一般自動

車運送事業の用に供する自動車ターミナル事 る一般自動車ターミナルを一般乗合旅客自動 バスターミナル事業(バスターミナルであ

二 トラックターミナル事業(トラックターミ 自動車運送事業の用に供する自動車ターミナ ナルである一般自動車ターミナルを一般貨物 ル事業)

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、 交通省令で定めるところにより、次に掲げる事 項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しな ければならない。

は、その代表者の氏名 経営しようとする自動車ターミナル事業の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

兀 Ξ 一般自動車ターミナルの規模並びに構造及 一般自動車ターミナルの名称及び位置

交通省令で定める書類を添付しなければならな 前項の申請書には、事業計画書その他の国土

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三条の許可を受けることができない。 第

日 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を から二年を経過しない者 わり、又は執行を受けることがなくなつた

とを命ずることができる。

(許可の基準) かに該当するもの

2 きる。

することを著しく困難にするおそれがあると使用者が当該一般自動車ターミナルを使用

(一般自動車ターミナルの管理) をするものであるとき。 特定の使用者に対して不当な差別的取扱い

2

2 3 るときは、当該自動車ターミナル事業者に対し 動車ターミナルを管理しなければならない。 防止並びに事業用自動車の円滑な運行の確保に て、その是正のために必要な措置をとるべきこ 理の方法が前二項の規定に違反していると認め 関し国土交通省令で定める基準に従つて一般自 自動車ターミナル事業者は、混雑及び危険の 国土交通大臣は、一般自動車ターミナルの管

三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有し 二号又は次号のいずれかに該当するもの ない未成年者であつて、その法定代理人が前 け、その取消しの日から二年を経過しない者 法人であつて、その役員が前三号のいずれ 自動車ターミナル事業の許可の取消しを受

次に掲げる基準に適合していると認めるときで第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が なければ、同条の許可をしてはならない。 当該一般自動車ターミナルの位置、構造及

二 当該事業の遂行上適切な計画を有するもの び設備が政令で定める基準に適合するもので あること。

有するものであること。 であること。 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を

(使用料金)

第七条 第三条の許可を受けた者(以下「自動車 ターミナル事業者」という。) は、使用料金を も、同様とする。 ればならない。これを変更しようとするとき 定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なけ

動車ターミナル事業者に対し、期限を定めてそ のいずれかに該当すると認めるときは、当該自 の使用料金を変更すべきことを命ずることがで 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号

第八条 自動車ターミナル事業者は、その構造及 合するように一般自動車ターミナルを維持しな び設備が第六条第一号の政令で定める基準に適 ければならない。

> 第九条 自動車ターミナル事業者は、 を阻害する行為をしてはならない。 別的取扱いをし、その他これらの利用者の利便 ターミナルを利用する公衆に対して、不当な差 事業者又は旅客若しくは荷主その他一般自動 (公衆の利便を阻害する行為の禁止) 自動車運送

に対して、その行為の停止を命ずることができ と認めるときは、当該自動車ターミナル事業者 国土交通大臣は、前項に規定する行為がある

(氏名等の変更)

第十一条 自動車ターミナル事業者は、一般自 第十条 自動車ターミナル事業者は、第四条第一 国土交通大臣に届け出なければならない。 称に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を 項第一号の事項又は一般自動車ターミナルの名 (位置、規模、構造又は設備の変更)

2 のについては、この限りでない。 除く。)の規定を準用する。 備の変更にあつては、同条第二号及び第三号を の変更であつて国土交通省令で定める軽微なも 受けなければならない。ただし、構造又は設備 更しようとするときは、国土交通大臣の許可を 車ターミナルの位置、規模、構造又は設備を変 前項の許可については、第六条(構造又は設

3 の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出 なければならない。 自動車ターミナル事業者は、第一項ただし書

(事業の譲渡及び譲受け等)

第十二条 第三条の許可を受けて経営する自動車 ターミナル事業の譲渡及び譲受けは、国土交通 大臣の認可を受けなければ、その効力を生じな

きは、この限りでない。 営する自動車ターミナル事業を承継させないと 割をする場合において第三条の許可を受けて経 き又は自動車ターミナル事業者である法人が分 動車ターミナル事業者である法人が存続すると 合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けな 共団体を除く。以下この項において同じ。)の ル事業者でない法人が合併する場合において自 ターミナル事業者である法人と自動車ターミナ ければ、その効力を生じない。ただし、自動車 自動車ターミナル事業者である法人(地方

3 認可について準用する。 第五条及び第六条第三号の規定は、 前 項

- この法律に基づく自動車ターミナル事業者の地 ターミナル事業を承継した法人又は相続人は、 割により第三条の許可を受けて経営する自動車 若しくは合併により設立された法人若しくは分 分割があつた場合における合併後存続する法人 ミナル事業者である法人について合併若しくは 自動車ターミナル事業の譲受人、自動車ター 2
- (事業の休止及び廃止) 国土交通大臣に届け出なければならない。 地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を 前項の規定により自動車ターミナル事業者の

止し、又は廃止しようとするときは、その三十 第十三条 自動車ターミナル事業者は、事業を休 日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出な (許可の取消し) ければならない。

業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第十四条 国土交通大臣は、自動車ターミナル事 の許可を取り消すことができる。

若しくは認可に付した条件に違反したとき。 この法律、この法律に基づく処分又は許可 第五条各号の一に該当することとなつたと

第三章 専用バスターミナル

第十五条 専用バスターミナルを設置した一般乗 合旅客自動車運送事業者は、その構造及び設備 についても、 交通省令で定める軽微な変更の場合を除く。) の使用を開始してはならない。当該専用バスタ ついて国土交通大臣の確認を受けなければ、そ るものを除く。) に適合するものであることに が第六条第一号の政令で定める基準(位置に係 ミナルの構造又は設備を変更した場合(国土 同様とする。 3

第十六条 第八条及び第九条の規定は、専用バス ターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送 (準用規定)

第四章 雜則

事業者について準用する。

(用地及び資金の確保に関する措置)

第十七条 国土交通大臣は、第三条の許可に係る るものとする。 び資金の確保に関する措置を講ずるように努め 一般自動車ターミナルの設置について、用地及

(許可等の条件)

第十八条 許可又は認可には、条件を付し、 これを変更することができる。 及び

> ならないものでなければならない。 ターミナル事業者に不当な義務を課することと 要な最小限度のものに限り、かつ、当該自動車 前項の条件は、公共の利益を確保するため必

(関係都道府県公安委員会の意見聴取)

第十九条 国土交通大臣は、第三条又は第十一条 ればならない。 第一項の規定による処分をしようとするとき は、関係都道府県公安委員会の意見を聴かなけ

(職権の委任)

第二十条 この法律に規定する国土交通大臣の職 長が行う。 権で国土交通省令で定めるものは、地方運輸局

(適用除外)

第二十一条 この法律は、鉄道事業又は軌道事業 施設、積卸施設、荷辦"施設その他の停車場内を経営する者がこれらの事業の用に供する乗降 の施設を利用して設置する自動車ターミナルに ついては、適用しない。

(報告及び検査)

第二十二条 国土交通大臣は、第一条の目的を達 者に対して、その事業に関し報告をさせること で定めるところにより、自動車ターミナル事業 成するため必要な限度において、国土交通省令 ができる。

2 備の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させ 立ち入り、自動車ターミナルの構造若しくは設 ミナル又は自動車ターミナル事業者の事務所に め必要な限度において、その職員に自動車ター ることができる。 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するた

なければならない。 の身分を示す証明書を携帯し、 前項の規定により立入検査をする職員は、そ 関係者に提示し

ない。 捜査のために認められたものと解釈してはなら 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、 円以下の罰金に処する。 百万

事業を経営した者 第三条の規定に違反して自動車ターミナル

二 第十一条第一項の規定により許可を受けて しなければならない事項を許可を受けないで

三 第十五条の規定に違反して専用バスターミ ナルの使用を開始した者

2

|第二十四条 次の各号の一に該当する者は、二十 万円以下の罰金に処する。

料金を収受した者 第七条第一項の規定による届出をしないで

二 第七条第二項、第八条第三項(第十六条に む。)の規定による命令に違反した者 二項(第十六条において準用する場合を含 おいて準用する場合を含む。)又は第九条第

3

三 第十三条の規定による届出をせず、又は虚 し、又は廃止した者 偽の届出をして自動車ターミナル事業を休止

兀 ず、又は虚偽の報告をした者 第二十二条第一項の規定による報告をせ

Ŧi. み、妨げ、又は忌避した者 第二十二条第二項の規定による検査を拒

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に 人の業務に関して、前二条の違反行為をしたと 対しても、各本条の刑を科する。 代理人、使用人その他の従業者がその法人又は

第二十六条第十条、第十一条第三項又は第十二 届出をした者は、二十万円以下の過料に処す る。 条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の

則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 をこえない範囲内において政令で定める日から

(経過規定)

に自動車ターミナル事業を経営している者につ第二条 第三条の規定は、この法律の施行の際現 用しない。 いては、この法律の施行の日から三月間は、 適

2 この法律の施行の際現に自動車ターミナル事 条の免許を受けたものとみなす。 業を経営している者は、前項の期間内に当該一 掲げる事項を運輸大臣に届け出たときは、第三 般自動車ターミナルに関し第四条第一項各号に

出について準用する。 第四条第二項の規定は、前項の規定による届

3

六一号) (昭和三七年九月一五日法律第

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施

特別の定めがある場合を除き、この法律の施行

この法律による改正後の規定は、この附則に

生じた効力を妨げない。 律の施行前に生じた事項についても適用する。 前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に された申請に係る行政庁の不作為その他この法 ただし、この法律による改正前の規定によつて

等についても、同様とする。 前に提起された訴願等につきこの法律の施行後(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 行後も、なお従前の例による。この法律の施行「訴願等」という。)については、この法律の施 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下)この法律の施行前に提起された訴願、審査の にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願

よる不服申立てとみなす。 外の法律の適用については、行政不服審査法に ができることとなる処分に係るものは、同 は行政不服審査法による不服申立てをすること 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後 法以

不服申立てをすることができない。 ての裁決等については、行政不服審査法による る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ

る期間は、この法律の施行の日から起算する。 不服審査法による不服申立てをすることができ 間が定められていなかつたものについて、行政 ることができるものとされ、かつ、その提起期 この法律による改正前の規定により訴願等をす この法律の施行前にした行為に対する罰則 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、

9 に関して必要な経過措置は、政令で定める。 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関 前八項に定めるもののほか、この法律の施

適用については、なお従前の例による。

法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 律によつてまず改正され、次いで行政事件訴 定がある場合においては、当該法律は、この法律第百四十号)に同一の法律についての改正規 によって改正されるものとする。 係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法

〇一号) (昭和四三年六月一五日法律第一

の日から施行する。 この法律 (第一条を除く。) は、 新法の施

号 附 則 (昭和四六年六月一日法律第九六

抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。 則 (昭和五九年五月八日法律第二五

(施行期日)

第一条 この法律は、 (経過措置) 昭和五十九年七月一日から

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運 た処分等とみなす。 関の長(以下「海運支局長等」という。)がし 若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機 の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局 律若しくはこれに基づく命令の規定により相当 により、この法律による改正後のそれぞれの法 処分等にあつては、運輸省令)で定めるところ 分又は契約その他の行為(以下この条において く命令の規定によりした許可、認可その他の処う。)又は陸運局長が法律若しくはこれに基づ の他の地方機関の長(以下「支局長等」とい 監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局そ 「処分等」という。)は、政令(支局長等がした の例による。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運 り相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運 支局長等に対してした申請等とみなす。 れの法律若しくはこれに基づく命令の規定によ ところにより、この法律による改正後のそれぞ てした申請等にあつては、運輸省令)で定める 申請、届出その他の行為(以下この条において 監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした 「申請等」という。)は、政令(支局長等に対し

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ

二号) 則 (平成元年一二月一九日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一年

三号) 附則 抄 (平成元年一二月一九日法律第八

第一条 この法律は、 (施行期日)

公布の日から起算して一年

施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 九号) 則 (平成五年一一月一二日法律第八

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 利益処分の手続に関しては、この法律による改 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 第八十八号)の施行の日から施行する。 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 規定により行われたものとみなす。 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処 (政令への委任) 続は、この法律による改正後の関係法律の相当

|第十五条 | 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 政令で定める。

附 号) 抄 則 (平成八年五月二九日法律第五二

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による 2 受けている一般自動車ターミナル(前項に規定 するものを除く。)は、 という。)第三条の許可を受けたものとみなす。 る改正後の自動車ターミナル法(以下「新法」 ターミナルのうち、旧法第八条第一項(旧法第 る認可を受け、又は同条第三項の規定による届 しているもの(旧法第十九条第一項の規定によ 又は旧法第九条第一項の規定による検査に合格 十八条第三項において準用する場合を含む。) 改正前の自動車ターミナル法(以下「旧法」と 出をしているものを含む。)は、この法律によ いう。) 第三条の免許を受けている一般自動車 この法律の施行の際現に旧法第三条の免許を 次条の規定による確認

のとみなす。 を受けたときは、新法第三条の許可を受けたも

3 ころにより、新法第四条の許可の申請とみな 条第一項の免許の申請は、運輸省令で定めると この法律の施行の際現にされている旧法第四

第三条 運輸大臣は、前条第二項の一般自動車タ 第一号の政令で定める基準に適合することにつ より、当該一般自動車ターミナルが新法第六条 いて確認を行う。 ーミナルについて、運輸省令で定めるところに

|第四条 この法律の施行の際現に旧法第十一条第 2 この法律の施行の際現にされている旧法第十 七条の規定によりした届出とみなす。 一条第一項の使用料金の認可の申請は、 条の規定により届け出た使用料金とみなす。 項の認可を受けている使用料金は、新法第七 新法第

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条 第五条 この法律の施行前に旧法第二十三条第一 みなす。 む。) は、新法第十五条の確認を受けたものと 変更を伴うものを除く。)をしているものを含 五条第二項の規定による届出(位置又は規模の ミナル(構造又は設備の変更に係る旧法第二十 の規定による検査に合格している専用バスター は廃止については、なお従前の例による。 項の規定によりされた申請に係る事業の休止又

2 この法律の施行の際現にされている旧法第1 る確認の申請とみなす。 定めるところにより、新法第十五条の規定によ十六条の規定による検査の申請は、運輸省令で

第七条 旧法又は旧法に基づく命令によりした処 り、新法によりしたものとみなす。 するものを除き、運輸省令で定めるところによ があるものは、附則第二条から前条までに規定 分、手続その他の行為で、新法中相当する規定 (罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第 五条の規定によりなお従前の例によることとさ れる場合におけるこの法律の施行後にした行為 に対する罰則の適用については、なお従前の例

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるものの ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措 置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令 で定める。

五 附一号 則 (平成一一年一二月八日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日から施

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年 びその保佐人に関するこの法律による改正規定 より従前の例によることとされる準禁治産者及 法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定に き、なお従前の例による。 の適用については、次に掲げる改正規定を除

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

附 号) 則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

行する。 (平成十二年法律第九十号)の施行の日 平成十二年法律第九十号)の施行の日から施この法律は、商法等の一部を改正する法律

四七号) 附 則 (平成一六年一二月一日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して六月

0号) 則 抄 (平成 一八年五月一九日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して十月

則 (平成二三年六月三日法律第六一

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日(以第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 下「施行日」という。)から施行する。

則 (令和元年六月一四日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 を経過した日から施行する。ただし、次の各号

律第二十五条第六号の改正規定に限る。) 及第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法 及び第六条の規定 公布の日 び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条 百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、 七条(民間あっせん機関による養子縁組のあ 規定に限る。)、第八十五条、第百二条、第百 十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第っせんに係る児童の保護等に関する法律第二 十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正 第四十条、第五十九条、第六十一条、

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっ に限る。) に基づき行われた行政庁の処分その項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの 同じ。)の施行の日前に、この法律による改正ては、当該規定。以下この条及び次条において については、なお従前の例による。 他の行為及び当該規定により生じた失職の効力 前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (検討)

第七条 て、この法律の公布後一年以内を目途として検人であることを理由に制限する旨の規定についる法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐 する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関 その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす 討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除 政府は、会社法(平成十七年法律第八十

号 附 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

該各号に定める日から施行する。 第五百九条の規定 公布の日